

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇告示 土地改良事業開始の予防審査の申請結果  
種畜の廃用  
計量器の定期検査
- ◇人事委員会規則  
給与等に関する臨時調査会に関する規則
- ◇正誤 昭和二十七年十一月十八日鳥取県公報第二千三百六十五号中訂正

## 告示

### 鳥取県告示第五百四十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五條第一項及び第九十五條第一項の規定により、別表のとおり、土地改良区の設立並びに数人が共同して行う土地改良事業の開始について、予備審査の申請があつた。よつて同法第六條第四項（第九十五條第三項において準用する

場合を含む。）及び土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）第十一條（第七十五條において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり公告する。

昭和四年四月十五日第三

昭和二十七年十一月二十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

- 一、縦覧に供すべき書類の名称
  - (一) 予備審査に関する調査報告書
  - (二) 土地改良事業計画概要書
  - (三) 定款作成の基本となるべき事項を記載した書面（土地改良区設立の場合）
- 四 規約（数人が共同して行う土地改良事業の場合）
- 二 縦覧期間 昭和二十七年十一月二十二日から同年十二月十一日まで
- 三 縦覧の場所 別表のとおり
- 四 意見の提出 利害関係人及び申請人において縦覧に係る事項につ

き意見がある場合は縦覧期間満了後十日までに書面

をもつて知事に提出すること。

別表(一)  
土地改良区設立

住所	申請人	共同施行の名称	縦覧の場所
東伯郡倉吉町大字下田中	山俣 讓二 外二十二名	倉吉町倉吉地区土地改良区	東伯郡倉吉町役場
上小鴨村大字石塚	海地 正利 外二十六名	大鴨	上小鴨村
西伯郡日吉津村大字日吉津	清水 隣平 外十四名	日吉津	西伯郡日吉津村
彦名村	松下与喜平 外十八名	彦名村上粟島	彦名村
富益村	足立 実三 外十五名	富益村北口	富益村

別表(二)  
数人が共同して行う土地改良事業

住所	申請人	共同施行の名称	縦覧の場所
米子市皆生	安田 百隆 外十五名	米子市皆生土地改良事業共同施行	米子市役所

鳥取県告示第五百四十六号  
次の種畜は廃用された。

昭和二十七年十一月二十一日  
鳥取県知事 西 尾 愛 治

種畜証明 書番号	名	前	種類	飼養者住所 氏名
昭二四鳥取 二二六号	ヴィマン・アニ イオブ・ベツシー	イン種	ホルスタ 鳥取県高郡 勝谷村	飯田英正

鳥取県告示第五百四十七号  
計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第四百三十三條の  
規定により日野郡の計量器定期検査(体温計の検査を除  
く。)を次のように実施する。

昭和二十七年十一月二十一日  
鳥取県知事 西 尾 愛 治

検査日時 午前九時から  
午後三時まで

検査区域 日野郡二部村  
二部村特設計  
量器検査場

人事委員会規則

給与等に関する臨時調査会に関する規則をここに公布す

昭和二十七年十一月二十一日

鳥取県人事委員会委員長 倉 繁 良 逸

鳥取県人事委員会規則第八号

給与等に関する臨時調査会に関する規則  
地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第八

條第四項の規定に基きこの規則を定める。

(目的)

第一條 職員の給与等に関する事項を調査研究するため人事委員会に給与等に関する臨時調査会(以下「調査会」という。)を置く。

(組織)

第二條 調査会は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、人事委員会事務局長をもつてこれに充てる。

3 委員は、左の職にあるものをもつてこれに充てる。

一 知事部局人事課長、財務課長

二 県会事務局長

三 監査委員事務局長

四 教育委員会委員室長、学事課長

五 人事委員会事務局次長

4 調査会に幹事若干名をおき、会長がこれを委嘱する。

(調査会の職務)

第三條 調査会は、左の各号について調査研究する。

一 職員の初任給、昇格、昇給の基準に関する事項

二 職員の現行給与額に関する事項

三 職員の定数に関する事項

四 その他給与に関し必要な事項

(職務権限)

第四條 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

会長に事故のあるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を行う。

2 委員は、会議の招集に応じ、会務を審議する。

3 委員は事故のため会議に出席できないときは、会長の承認を得て代理者を指定し、会議に出席させることができる。この場合において代理者は会議に出席中は、委員と同一の地位をもつものとする。

4 幹事は会長の命を受け会務に従事する。

(会議の招集)

第五條 調査会の会議は、会長が必要と認めるときこれを招集する。

(記録の作成)

第六條 幹事は会議のつど記録を作成し、会長の検印を

得てこれを保管しなければならない。

(運営上必要な事項)

第六條 この規則に定めるものの外、調査会の運営に關し必要な事項は調査会が定める。

附 則

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

正 誤

昭和二十七年十一月十八日鳥取県公報第二千三百六十五号中誤植があるので、次のとおり訂正する。

「岩美郡のうち」中に「成器村」を加える。

英文和文 タイプライター  
計算器・玉屋測量器  
販 賣 修 理

有 限 会 社

雑賀タイプライター商會

米子タイピスト学院

米子市道笑町二丁目二八番地  
電話(米子)一〇二二番  
鳥取出張所 鳥取市新町六番地

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

發行日 火、金

發 行 所 鳥 取 縣 鳥 取 市 東 町 取 縣 刷 所 鳥 取 縣 鳥 取 市 東 町 取 縣 刷 所